

令和4年度

事業概要

香川県立斯道学園

はじめに

当学園は、明治42年12月、当時の感化法により香川郡宮脇村字西原（現在、高松市宮脇町一番地）の本門寿院克軍寺庫裡を仮園舎として、香川県立斯道学園を設立し、業務を開始しました。それ以降、感化法から少年教護法、児童福祉法と根拠法令の変遷を経ながら、脈々と115年の歴史を積み重ね、現在に至っています。また、直近では平成29年4月に大規模改修が完了し、それまでの老朽化した建物も一新され児童の学習環境も生活環境も大きく改善がなされました。それに併せて「分教室」から「分校」となり、教育面の対応においても、以前に比べ格段に個々の児童の学習能力に応じたきめ細かな教育がなされるようになりました。今日の斯道学園があるのも、当学園に関わる関係者や関係機関の方々のご理解とご協力、ご支援の賜物であり、ここに深く敬意と感謝の意を表したいと思えます。今後とも、私どもの先輩諸氏が脈々と築き上げてきたものを大切にし、児童の権利擁護を基本として、児童の健全な発達と成長のための支援と実践を継続、発展させて行きたいと考えておりますので、今後ともご支援とご指導をいただければと存じます。

さて、新型コロナウイルスの感染が始まった令和元年度末から3年が経過し、令和5年5月8日から感染症上の位置付けが「5類感染症」となりました。全国的にもコロナ前の状況に戻りつつあるようではありますが、インフルエンザのように特效薬がまだない中では、全く以前のように、というわけにはいかず、引き続き感染対策は継続しております。それでも、今後は「withコロナ」の時代となるため子ども達の活動については、分校の先生方とも協力しながら、出来る限りいろいろな体験が出来るよう工夫を重ねていく必要性を感じております。今年度は、修学旅行も一泊二日で実施予定であり、中学3年生の貴重な思い出作りになれば、と願っています。

また、斯道学園と言えば「ピワの栽培」を思い浮かべていただく方も多いと思いますが、今年は昨年に比べ多くの実を付け、収穫に大忙しです。先日、いつもお世話になっている地域の方々にお配りしたところ大変喜んでくださいました。これまで、ずっと支えて下さった地域の方々や関係者の皆様から温かいお声掛けを頂くたびに、これまで諸先輩方が子ども達と地道に築いてこられた歴史を感じ、感謝の気持ちと、これからの歴史を紡いでいく責任とで身が引き締まる思いです。

学園での生活も、時代の流れにより変わっていかねばならないこともありますが、「withの精神」は変わることなく、職員は常に子どもと共に過ごす毎日を大事にし、自立に向け子ども達を丁寧を守り、育て、子どもも職員も共に成長していく、時に苦しくも温かい場所でありたいと思っています。

最後に、この度「令和4年度事業概要」がまとまりましたので、ご高覧、ご助言いただければ幸いと存じます。これまで以上に各方面からの学園に対する一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、巻頭の挨拶とさせていただきます。

令和5年7月

香川県立斯道学園長 池田 恵子

目 次

はじめに

第 1 部 学園の概要

1	目的	1
2	所在地	1
3	敷地建物配置図	1
4	沿革	2
5	組織	4

第 2 部 事業内容

1	令和 4 年度運営方針	5
2	生活支援（暮らしを共にする教育）	13
3	学習支援（学ぶ教育）	17
4	作業活動（働く教育）	18
5	年長児童支援	19
6	健康管理（栄養・保健衛生）	20
7	心理支援	22
8	苦情解決	24
9	退所児童のケア	25
10	関係機関との連携	31
11	地域との交流事業	32
12	実習生の受け入れ状況	34
13	広報・啓発活動	35
14	職員研修	37
15	主な年間行事	40
16	一時保護受託事業	44

第 3 部 分校の取組

1	みねやま分校の取組	46
---	-----------	----

第 4 部 統計資料

1	令和 4 年度統計	51
2	過去 5 年間の状況	53

第 1 部 学 園 の 概 要

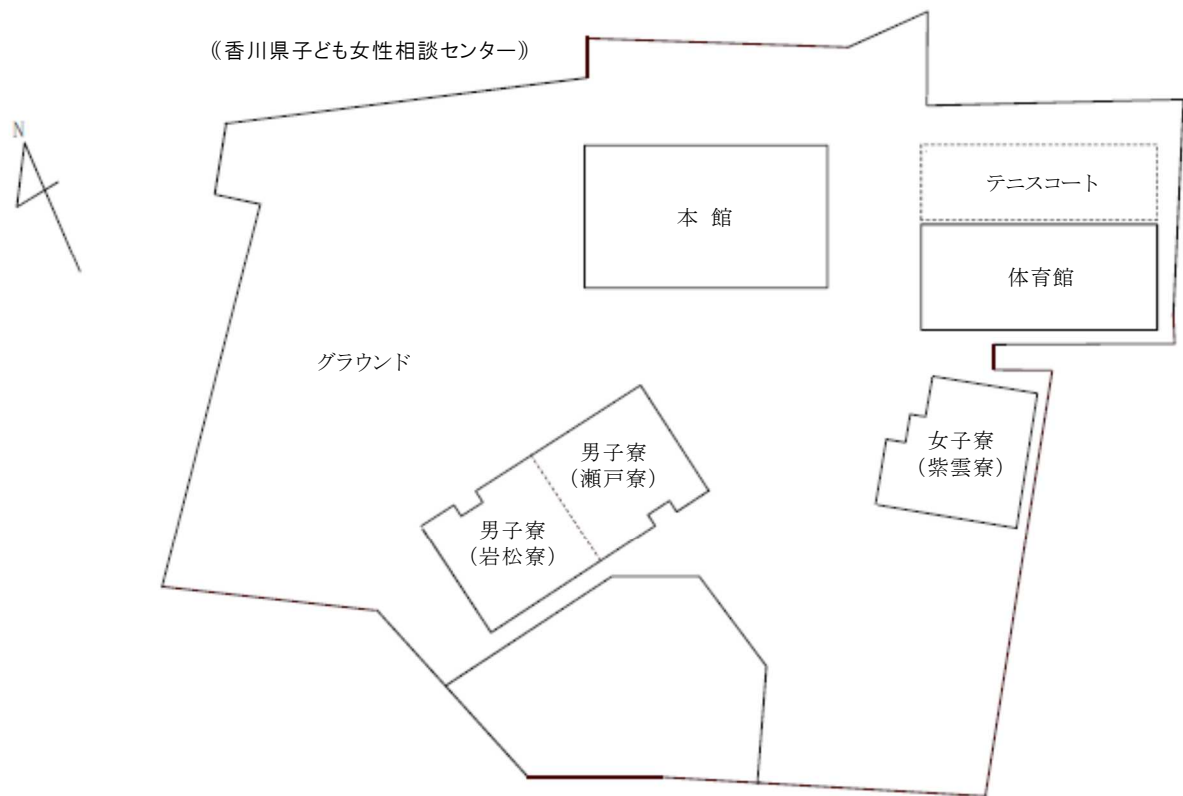
1 目的

当学園は、児童福祉法第44条に基づく児童福祉施設である。学園は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする。生活支援（暮らしを共にする教育）、学習支援（学ぶ教育）、作業活動（働く教育）の中で、児童の心身の健全育成と自立支援を図る。

2 所在地

〒760-0004 香川県高松市西宝町二丁目6番9号

3 敷地建物配置図



総敷地面積	15,513.42 m ²
本館延べ面積	1,674.75 m ²
女子寮	322.14 m ²
男子寮	646.62 m ²
体育館	464.00 m ²

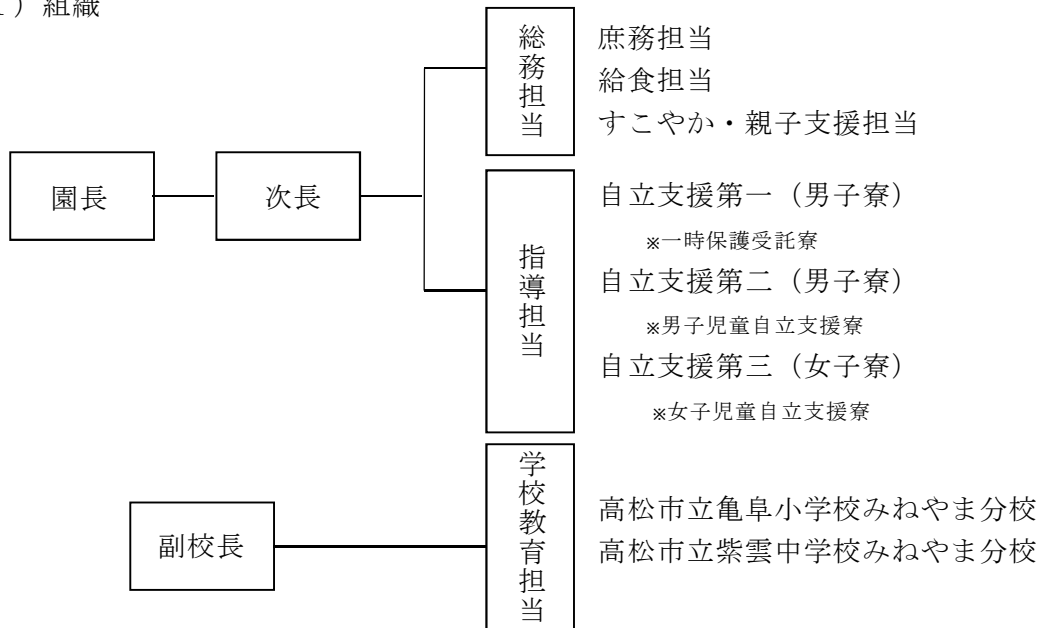
4 沿革

年 月 日	事 項
明治 42 年 10 月 24 日	香川県香川郡宮脇村字西原、本門院克軍寺庫裡を仮園舎として香川県立斯道学園を設立 翌年 1 月 8 日より児童を収容し、業務を開始した
大正 元年 11 月	園舎（教室、寮舎、物置等計 130.05 坪）が竣工し移転、業務を軌道に乗せた
昭和 9 年 10 月	少年教護法が施行され、少年教護院となる
21 年 10 月	香川県立児童保護所併置、同寮舎竣工、木工部設置 第二次世界大戦の戦災孤児、浮浪児を収容する施設を併置
22 年 7 月	娯楽室竣工
23 年 1 月	児童福祉法が施行され、教護院となる
24 年 1 月	女子寮（紫雲寮）竣工
24 年 3 月	木工教室・上水道竣工
24 年 12 月	高松宮殿下の御視察を賜る
26～27 年	運動場及び敷地として 1,168 坪を購入する
28 年 3 月	香川県立児童保護所廃止 寮舎（玉藻寮）、衛生寮、食堂竣工 定員 48 名となる
28 年 10 月	昭和天皇、皇后両陛下下行幸啓、御視察を賜る
30 年 8 月	本館新築落成
31 年 7 月	講堂新築落成（雨天体操場兼用）農耕実習地（782.2 坪）購入
32 年 3 月	木工教室移転増改築
32 年 8 月	プール落成 同年 11 月、相撲土俵落成
34 年 11 月	創立 50 周年記念式を挙る
35 年 12 月	果樹園（854 坪）購入
37 年 3 月	寮舎（屋島寮）を改築
38 年 3 月	寮舎（紫雲寮）を改築
43 年 4 月	入所定員が 60 名となる
44 年 7 月	四国地区少年野球大会優勝
44 年 8 月	全国少年野球大会出場（埼玉）1 回戦敗退
45 年 7 月	施設用地として 661 m ² を購入
45 年 10 月	新館新築のため園長公舎、栗林寮を取り壊し 衛生寮を取り壊し、跡地を教育センター用地として提供
46 年 1 月	新館（教室及び寮舎 780.05 m ² ）を竣工 これに併せて併立制より大舎制に移行する
47 年 3 月	倉庫、燃料庫を新築 旧園長室及び職員室を理科教室など特別教室に改造
47 年 7 月	四国地区少年野球大会優勝
47 年 8 月	全国少年野球大会出場（東京）3 位
48 年 7 月	四国地区少年野球大会優勝
48 年 8 月	全国少年野球大会出場（明石）1 回戦敗退
58 年 11 月	四国半周サイクリング実施
59 年 4 月	四国一周サイクリング実施（～61 年まで毎年 4 月に実施）
59 年 10 月	風呂場改築移転

昭和		
60年	7月	本館附属女子用便所新築
63年	2月	旧本館老朽化のため取り壊し、跡地はテニスコートとして整備
平成		
元年	7月	車庫新築
2年		創立80周年記念誌発行
6年	3月	紫雲寮屋根改修
7年	1月	屋島寮屋根改修
	12月	本館外壁改修工事
9年	3月	本館洗面所、トイレ改修工事 玉藻寮取り壊し
10年	3月	紫雲寮浴室改修、畳取り換え 受水槽改修工事 男子寮浴室ボイラー更新
	4月	児童福祉法一部改正が施行され、児童自立支援施設となる
	12月	女子寮トイレ及びテラス改修
11年	3月	紫陽花植栽（創立90周年記念）
	5月	本館防球ネット設置
12年	7月	本館耐震診断テスト実施
13年	4月	高松市立紫雲中学校分教室「みねやま学級」開設 高松市立亀阜小学校分教室「みねやま学級」開設
	8月	全国中学生相撲大会個人戦に出場（1回戦敗退）
14年	1月	本館・講堂・男子寮改修
	3月	学園改修竣工式
15年	4月	学園後援会発足
16年	4月	入所定員が30名となる
17年	3月	女子寮・自立支援居室竣工
20年	3月	炊事棟・自立支援ハウス竣工 創立100周年記念事業実施 創立100周年記念誌発刊
23年	6月	「香川県社会的養護体制のあり方検討委員会」設置
24年	12月	「県立斯道学園 整備基本計画」策定
25年	01月	「斯道学園学校教育充実検討会」（委員長：県子育て支援課長）設置
25-27年度		「斯道学園学校教育充実検討会」継続開催
25年	7月	四国地区少年野球大会優勝
	8月	全国少年野球大会出場（福岡）1回戦敗退
26年	10月	「斯道学園改築実施設計」策定
27年	2月	旧講堂解体工事開始
	3月	本館（学校部門・事務部門）・体育館 改築着工
	12月	高松市議会「高松市学校条例の一部改正議案（分校設置）」可決
28年	03月	本館・体育館 竣工
	4月	高松市立紫雲中学校・高松市立亀阜小学校 みねやま分校 設置（1日）
	4月	分校開校式（6日）
	4月	旧本館・男子寮・女子寮 解体工事開始
	6月	男子寮・女子寮 改築着工
	7月	四国地区少年野球大会優勝
	8月	全国少年野球大会出場（青森）ベスト8
29年	04月	男子寮・女子寮 竣工
	11月	男子2寮・女子1寮の3寮体制となる
令和		
	元年	8月 男子寮のうち1寮を、一時保護受託専用寮として運用

5 組織 [令和5年1月1日]

(1) 組織



(2) 職員構成

職 名		人 員	職 名		人 員
園 長		1	自 立 支 援	次 長	1
庶 務	副 主 幹	1		室 長	1 (1)
	主 任	2		副 主 幹	2
給 食	副主幹(兼)(栄養士)	1 (1)		主 任	7 (2)
すこやか 親子支援	主任(兼)(保健師)	1 (1)		主 任 技 師	4
	技師(心理担当)	1		技 師	5
常 直	会計年度任用職員	9		会計年度任用職員	2
嘱託医	内 科	1		合 計	38 (5)
	精 神 科	1	() : 子ども女性相談センターとの兼務者数		

みねやま 分 校	副 校 長	1
	教 諭	4
	講 師	1
	養 護 教 諭	1
	非 常 勤 講 師 (技術・家庭・音楽・美術)	4
	主 事	1

第 2 部 事 業 内 容

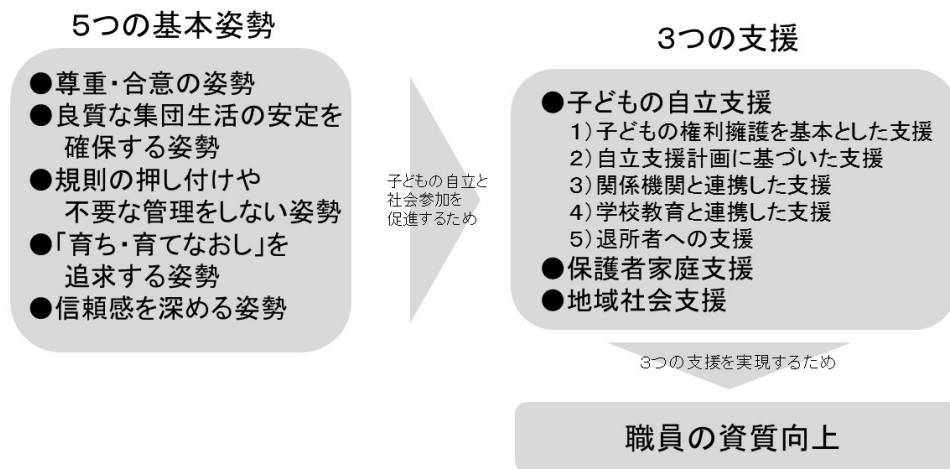
1 令和4年度 運営方針

I 運営理念

- 1 当学園は、児童福祉法第44条「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である」に基づき、児童の自立を支援することを目的としている。
- 2 当学園は、社会的擁護の基本理念である「子どもの最善の利益のために」「子どもを社会全体で育む」を運営の基本理念とし、児童の自立と社会参加の促進に努め、児童、家庭のニーズに十分に答えることができる機能を持った施設運営を目指すものである。

II 運営方針

香川県立斯道学園 運営方針



1 支援の基本姿勢

当学園は、支援を必要とする子どもに対して、「児童自立支援施設運営指針」（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「運営指針」とする）に示された基本的考え方に基づいて支援を行う。

すなわちそれは

① 尊重・合意の姿勢

子どもへの支援は、子どもを権利の行使の主体者として、その人格を尊重し、相互交流における納得、合意を基本にした支援を中心に展開する。

② 良質な集団生活の安定を確保する姿勢

一人ひとりの子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、良質な集団生活の安定性を確保した保護・支援を行う。

③規則の押し付けや不要な管理をしない姿勢

施設内での生活という限定された時間的・空間的な枠組みの中で、子どもの自立を支援するための一定の「枠のある生活」とも言うべき保護・支援基盤が重要であるのは認識しつつ、それが規則の押し付けや管理のためとならないよう尽力する。

④「育ち・育てなおし」を追求する姿勢

子どもの発達段階や個別性などに応じた衣食住等を保障し、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てる家庭的・福祉的なアプローチによって、子どもの基本的信頼感の形成、社会性の発達や基礎学力の獲得、生活自立や心理的自立の発達、アイデンティティの獲得やキャリア願望の発達など「育ち・育てなおし」を行っていく。

⑤信頼感を深める姿勢

寝食を共にし、子どもの成長を「子どもと共にある」Withの精神でつくりあげる安心感・安全感のある生活の中で、一人ひとりの子どもを受容し真摯に向き合い、子どもと職員との間で信頼関係を深めながら、自立を支援していく。

以上5つの基本姿勢である。

2 3つの支援

前述の5つの支援の基本姿勢をもち、子どもの自立と社会参加を促進するために、次の3つの支援を行う。

①子どもの自立支援

- (1)健康な心身を育み、人や社会との基本的信頼感を確立し、自己肯定感、自尊心、自主性、自律性等を形成する。
- (2)自他の生命、人格の尊厳、固有の権利を尊重し、自然、社会、人間などあらゆるものと、発展していく動的な調和を図りながら共生できる人間性を育成する。
- (3)よりよい創造的な問題解決に必要な力量、態度及び自立した社会人としての基本的な生活力、生活態度を形成する。
- (4)個性や潜在力を開発しつつ、自己実現を図ることをめざし、自己の不完全さや不健全さを超克しようと自己変革し続ける人間性を育成する。
- (5)行動上の問題の再発防止に向け、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通じて自身の加害性、被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を育成する。

②保護者・家族支援

- (1)保護者や家族との信頼関係を確立し、子どもとともに培ってきた保護者や家族との絆を大切にして、子どもの健全育成や家庭環境の調整などを図り、可能な限り早期の家

族再統合や家族の養育機能の再生を実現する。

(2)家族が抱えている問題や課題に対して、関係機関と連携して支援するなど、その改善や解決を図る。

③地域社会支援

(1)日常的な地域住民との交流により、相互理解を深め、信頼、連携、支援関係等の構築や発展を図り、地域社会に根ざした開かれた施設を目指す。

(2)地域住民の社会資源となれるよう、地域住民の福祉ニーズの把握に努め、それに応じた質の高い福祉サービスの提供を推進する。

3 3つの支援の具体的内容

①子どもの自立支援

1)子どもの権利擁護を基本とした支援

社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。また、子どもは権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。

当学園は、社会的養護が、子どもの権利擁護を図るための仕組みであることを認識し、子どもの権利擁護を基本とした支援を行う。

(1)子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ・子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
- ・社会的養護が「子どもの最善の利益」を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践する。
- ・「特別支援プログラム」などの子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって、子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施する。

(2)子どもの意向や主体性への配慮

- ・子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行う。（「子どもの意向調査」の実施）
- ・子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組む。
- ・施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。また、子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるように工夫を行い、情報提供する。

(入所中の支援方針・自立支援計画の説明)

(3)入所時の説明等

- ・子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。
- ・入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。

(4)権利についての説明

- ・子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する体制を整える。（「権利ノート」の作成）

(5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ・子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。
- ・苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
- ・子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。

(6)被措置児童等虐待対応

- ・いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
- ・子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。
- ・被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。

(7)他者の尊重

- ・様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。

2) 自立支援計画に基づいた支援

当学園は、児童、保護者と共に話し合いを重ねながら、取り組むべき課題を認識整理し、具体的な目標の設定、評価を行う「自立支援計画」の策定と実施が、自立支援に向けて極めて重要な意味を持つと考えており、計画に基づいた的確な支援を行うものとする。

(1)アセスメントの実施

- ・子どもの心身の状況や、生活状況等

を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に整理する。（「アセスメントの手引・香川県立斯道学園」）

- ・アセスメントに基づいて子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。

(2) 自立支援計画の策定と実施の手順

- ・自立支援計画の策定については、「斯道学園自立支援計画策定要領」に基づき、児童本人、保護者の意向を十分に踏まえ、児童の原籍校、児童相談所等の関係機関との連携、役割分担を行い、策定する。
- ・計画の実施に当たっては「斯道学園ケース会議（五者懇談会）運営要領」に基づき、五者懇談会を開催し、関係者での計画の共有化と適切な計画の実施を図る。
- ・さらに、自立支援計画は、定期的（5ヶ月毎）に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行うものとする。

3) 関係機関と連携した支援

- ・子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
- ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
- ・児童相談所、児童の原籍校等の関係機関との連携を適切に行い、定期的な機会を確保し、対象児童についての具体的な課題の協議や事例検討を行う。
- ・要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域と協働して取り組む体制を確立する。

4) 学校教育と連携した支援

当学園では、平成13年4月に高松市立紫雲中学校・高松市立亀阜小学校の各分教室が学園施設内に設置され、初めて学校教育が導入されてきたところであるが、平成28年4月、高松市教育委員会、香川県教育委員会等の御尽力により、「分教室」から「分校」へと体制が強化された。これにより、教職員の配置も充実し、児童生徒に対する学校教育の更なる充実が図られるところとなった。

当学園としては、分校と緊密な連携を図り、分校が実施する学校教育に対して全面的な協力を行っていく。

また、高校進学等でも入所児童生徒が不利益を被らないよう、児童の原籍校や教育・行政の関係機関との連携を図り、共通理解、役割分担をさらに強化していく。

5) 退所者への支援

当学園は、退所した子ども達について、安定した社会生活を送ることができるよう継続した支援を行う。

- ・フォローアップ、アフターケアは児童福祉施設の本来業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
- ・必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図る。
- ・退所した子どもに対して、計画的に、手紙、家庭訪問、来所面談等の支援を行う。
- ・退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活支援体制の構築に努める。
- ・退所した子どもの来所を温かく受け入れる体制づくりに取り組む。

②保護者家族支援

当学園は、家族への援助を支援の最も重要な柱の一つとして位置付け、入所から退所まで、また、退所後も計画的に継続した支援に取り組む。

- 1) 保護者や家族に対して、子どもへの養育が不適切であったとしても、一人の人間として尊重した交流を行う。
- 2) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。そのための、家族療法事業の実施など、子どもと保護者との関係回復に向けた支援を行う。
- 3) 保護者や家族なりの努力や配慮をしてきたことへの共感的な理解に努め、信頼関係を構築し、保護者や家族とともに協働して子どもの育成に取り組む。
- 4) 保護者や家族を支援する上で、その保護者や家族の問題性はもとより、潜在的な可能性や回復力、あるいは活用すべき強みを把握することも重要である。
- 5) 自立支援計画の策定に当たっては、保護者・家族の達成すべき目標は、重点的かつ具体的で、しかも達成しやすい課題であることが望ましい。保護者とその重要性について納得していることが大切である。
- 6) 子どもと保護者・家族の状況を踏まえながら、面会、通信、家庭実習などの方法を用いて、子どもと保護者・家族との関係を調整する。
- 7) 児童相談所と協力して、退所後の家族と子どもを支えるためのサポート体制づくりに取り組む。

③地域社会支援

地域の中に存在する当園の特徴を活かしながら、学園祭・お茶会等の行事を機会に、地元自治会役員・地域民生委員・児童委員等との交流を行う。

4 3つの支援を実現するための職員の資質向上

当学園に在園する児童は、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び生活支援等を要する子どもであるが、①虐待など不適切な養育を行った家庭や多くの問題を抱える養育環境で育った子ども、②乳幼児期の発達課題である基本的信頼関係の形成ができていない子ども、③トラウマを抱えている子ども、④知的障害やADHD（注意欠陥多動性障害）、広汎性発達障害などの発達障害のある子ども、⑤抑うつ・不安といった問題を抱えている子ども

などが少なくない。

そこで当学園では、施設内外の研修を計画的に実施し、職員の専門性の向上、自己研鑽に必要な環境を確保し、施設全体としての資質向上と職員一人ひとりの援助技術の向上を図っている。

- ①施設内研修 1)自主研修(毎月第4木曜日) 2)外部講師による研修
- ②全児協研修 1)全国児童自立支援施設職員研修 2)中四国児童自立支援施設職員研修
- ③国立武蔵野学院・きぬ川学院研修
- ④その他(先進施設実務研修、子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかし研修等)

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が流行したため、県外出張を伴う研修は減らさざるを得なかったが、できる範囲内で研修を実施した。

Ⅲ 運営指針（抜粋）

(1) 子どもの育ち直し・育て直しのためサービス「子どもが生活する力」「子どもが学ぶ力」「子どもが働く力」「子どもの周囲の力」を育む支援を行うことを運営の理念とし、児童の自立と社会参加の促進に努め、児童・家庭のニーズに十分に答えることができる機能を持った施設運営を目指す。

(2) 支援の基本姿勢

当学園は、支援を必要とする子どもに対して、「児童自立支援施設運営指針」（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「運営指針」とする）に示された基本的考え方に基づいて、「①尊重・合意の姿勢、②良質な集団生活の安定を確保する姿勢、③規則の押し付けや不要な管理をしない姿勢、④「育ち・育てなおし」を追求する姿勢、⑤信頼感を深める姿勢」をもち支援を行う。

(3) 支援の基本

児童の自立と社会参加の促進に努めるため3つの支援を基本とする。

①子どもの自立支援

社会的養護が、子どもの権利擁護を図るための仕組みであることを認識し、子どもの権利擁護を基本とした支援を行う。

- 1) 子どもの権利擁護を基本とした支援
- 2) 自立支援計画に基づいた支援
- 3) 関係機関と連携した支援
- 4) 学校教育と連携した支援
- 5) 退所者への支援

②保護者家族支援

家族への援助を支援の最も重要な柱の一つとして位置付け、入所から退所まで、また、退所後も計画的に継続した支援に取り組む。

- 1) 保護者や家族に対して一人の人間として尊重した支援
- 2) 親子関係の再構築等のための家族への積極的な支援
- 3) 保護者や家族とともに子どもの育成支援
- 4) 保護者や家族の潜在的な可能性や回復力、あるいは活用すべき強みの把握
- 5) 保護者とその重要性について納得できる自立支援計画の策定
- 6) 子どもと保護者・家族との関係調整
- 7) 児童相談所との協力で退所後の家族と子どもを支えるためのサポート体制づくり

③地域社会支援

地域の中に存在する当園の特徴を活かしながら、学園祭・お茶会等の行事を機会に、地元自治会役員・地域民生委員・児童委員等との交流を行う。

(4) 3つの支援を実現するための職員の資質向上

施設内外の研修を計画的に実施し、職員の専門性の向上、自己研鑽に必要な環境を確保し、施設全体としての資質向上と職員一人ひとりの援助技術の向上を図る。

IV 所属目標・所属スローガン・行動指針

令和4年度所属目標

心の通った自立支援・子どもの課題や将来を見すえた自立支援

令和4年度所属スローガン

原点・挑戦・危機管理

常に危機管理意識を持ち、支援の原点・心を忘れず、新しい課題に挑戦しよう！

令和4年度行動指針

- 1 家庭的な養育を原点に、時代のニーズにあった支援をします。
- 2 児童の生活能力向上に向けた自立支援を行います。
- 3 児童と心の通う自立支援を目指します。
- 4 児童のよりよい進路を共に考え、応援します。
- 5 親子関係の改善に向けた支援を行います。
- 6 権利擁護の視点に基づく安心・安全な寮の運営を行います。
- 7 退園児童へ手厚いアフターケアを行います。

令和4年度所属メッセージ

子どもの心を見つめよう！

子どもの成長を見つめよう！

子どもと感動を分かち合おう！

2 生活支援（暮らしを共にする教育）

令和4年度は、中学校1年生から中学校を卒業した児童までが在籍し、また、知的障害や発達障害がある児童、また虐待を受けてきた児童と、多岐に渡る子どもたちが学園で暮らした。学園に入所してくる子どもたちは、一人ひとり個性豊かで長所も多いが、年齢相応の基本的な生活習慣や社会規範が身につけていない、人間不信に陥り大人との信頼関係が容易には持てない、語彙が乏しく自分の思いを言葉で表現することが不得手で意思疎通が十分にできない、感情の表出に乏しい、落ち着きがなく情緒が不安定、あるいは短絡的・他罰的で攻撃的、罪悪感に乏しいなどの傾向がある。

また、入所理由別では、反社会的な行動（近年では性加害が増加）や非社会的な心の問題を持つ子どものほか、虐待を受けた子どもや発達障害などの子どもなど、入所理由も多様化してきている。今年度においては、中学1年生から中学校を卒業した児童までの幅広い年齢児童に対し、一人ひとりの自立に向けて必要な生活習慣をはじめとし、先の進路や学習の支援、退園後の生活を見据えた支援を実施した。

寮では、子どもたちの家庭に代わる最も大切な生活の場として、不安や疲れが癒されるような和やかな雰囲気の下、学校や家庭と連携を図りながら一人ひとりの理解を踏まえて生活支援に努めている。

また、今年度も家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を配置し、保護者、児童に対するきめ細やかな助言・支援に努めた。

1 目的

様々な生活場面で、また個別や集団での現実原則に即した支援を積み重ねること等により、家庭や学校、職場、そして地域社会での適応を図ることを目的とし、以下について重点的に援助した。

- (1) 発達段階に応じた基本的な生活習慣を身につける。
- (2) まず、職員との信頼関係が築けるようになり、次に父母など身近な者との人間関係が修復、改善される。
- (3) 他者への思いやりや協調性を育てる。
- (4) 発達段階に応じた社会規範を身につける。
- (5) 学校での生活や就労への意欲を喚起し、適応を図る。
- (6) 安心感、くつろぎ、癒され体験等によって、情緒の安定、心の成長を図る。
- (7) 自ら考えて行動するという自主性、主体性を育む。
- (8) 特別活動等によって充実感や達成感が感じられ、自信の回復や自己実現欲求等が促される。
- (9) 社会人として好ましいアイデンティティを育む。
- (10) 退所後の生活目標を定め、社会的な自立心を養う。

2 職員の関わり方

- (1) 子ども一人ひとりの理解に努め、個々に自立支援計画を作成するとともに、児童本人、保護者、児童の原籍校の教員、児童相談所担当者、学園職員による当該計画の共有の場である懇談会（五者懇談会）を開催し、それに基づく支援を行う。
- (2) グループワークを積極的に活用し、集団としての成長も図る。
- (3) 子どもと寝食を共にするという精神に基づき、生活のあらゆる場面を活用し、効果的な支援を行う。
- (4) 子どもの成長を“子どもと共にある”（=Withの精神）という姿勢で支援する。
- (5) 家族（特にキーパーソン）との人間関係の改善を子どものニーズの中核に据える。
- (6) 季節に応じた行事やレクリエーション等により、ストレスの解消や気分転換、趣味の広がりなどを図り、子どもたちが常に新鮮な気持ちで生活できるよう配慮する。
※今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、行事やレクリエーションも縮小することとなったが、できるものに関しては感染対策を万全にし実施した。
- (7) ボランティア等の社会資源をできる限り活用しながら、開放的で風とおしのよい、社会に開かれた施設運営に努める。
※今年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため、ボランティアの受け入れも中止とせざるを得なかった。
- (8) 子どもの自己実現欲求に基づき、家族と共に望ましい人間像を模索していく。
- (9) 障害の特性を理解し、子ども一人ひとりに合った支援を行う。

3 支援の展開

(1) 生活場面における支援

子どもの生活のあらゆる場面で、直接に様々な働きかけができるという利点を生かした、児童自立支援施設ならではの効果的なケアの方法である。それは、実際の言動（=事実）に基づくものであり、その場で子どもを自分の問題性に直面させて改善の必要性や糸口を具体的に提示し、実感させることができるからである。

個別面談の形をとる場合もあれば、グループワークの形で他児の意見から学んだり、問題解決の方法をその都度全員が学んだりすることもできる。同じことを何度も繰り返し、根気よく伝えていく必要がある場合が多い。このほか、さりげなく子どもの真意を確認したり、明確にしたり、共感することなどによって自我を強化するなど、カウンセリングの技法を活用する（生活場面面接）こともできる。

また、こうした生活場面での支援は、その場限りではなく、必要に応じて掘り下げ、毎日の日記や週1回（木曜日の午後）の子どもとケース担当者との話し合いの時間等を活用しながら、粘り強く効果的な支援に努めている。

(2) グループワークの活用

施設では、子ども個人あるいは子ども集団が個々の子どもに及ぼす影響力が非常に大きいため、良い集団づくり、あるいは良きリーダーづくりが重要である。このため、個別ケアと両輪をなす形で、効果的なグループワークに努めている。とりわけ、発達障害や知的障害があり、特別な支援が必要な児童については、個別の配慮をすることはもちろん、身につけるべき生活習慣の獲得に当たって、効果的なグループワーク及び集団の力を活用しているところである。

(3) 高等学校等進学

教員による専門的な授業、補習の効果を上げ学力を向上させるためには、児童が自ら学ぶ意欲をもつこと、生活を改善し学習習慣を身につけること、授業をきちんと受ける態度を身につけること、といった日頃の生活場面における学習支援が不可欠である。高等学校進学を希望する児童に対しては、日々の学習支援の他、受験校選定から受験手続、受験日当日の準備や引率等、みねやま分校と連携してサポートを行った。今年度、中3生は7名在籍した。高等学校を受験し、公立高校全日制に2名、公立高校定時制に1名、私立高校全日制に3名、特別支援学校高等部に1名、合格することができた。

(4) 年長児の自立支援

今年度は中学を卒業した児童が1名在籍していた。その児童は斯道学園に在籍を残しつつも病院に入院となっていたため、保護者や病院、児童相談所等の関係者・関係機関と連携を取りながら本児の今後の生活について協議を重ねた。また、児童との面会の場を頻回に持ち、本児の心理的ケアにも努めた。

(5) 家庭との連携を図るために

自立には家族の協力が必要不可欠である。そのため、入所後1か月より月1回の面会外出や毎月第4土、日曜日の家庭実習を継続的に実施している。また、家庭実習等の際のみならず、保護者面接のためにも学園に足を運んでいただき、職員がじっくり保護者の話を聞き、家族の問題に向き合うとともに、積極的に家庭訪問も実施し、助言や親子関係の調整を行っている。ただ、昨年引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、面会外出や家庭実習も自粛せざるを得ないこともあった。

その他、テニス・野球大会、生活・学習発表会(学園祭)、駅伝・マラソン大会、卒業を祝う会等の行事も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け縮小傾向にはなったものの、最小限の人数で保護者や家族を招き、子どもの活躍や成長ぶりを見ていただいた。

(6) より良い支援を目指して

より多面的な観点から子ども一人ひとりを理解し、そのニーズを把握し、より効果的な支援を行うため、適宜ケースに関する協議を行うほか、週1回の寮会議、月1回の職員会

議、学園とみねやま分校による合同職員会議を月1回設け、分校及び寮での支援における一貫性の確保とチームワークづくりに努めた。

日 課 (男子寮・女子寮ほぼ共通)

時 間	平 日	土・日・祝日
7:00	起 床、洗 面、掃 除	
7:20	朝 食	
7:30		起床、洗面、掃除
7:50		朝 食
8:30	登 校、体 操、朝 礼、学 習	部屋余暇
8:50 }	授 業	
9:25 }		寮活動、日曜作業、 学習、余暇
12:05	昼 食	昼 食
13:10 }	清 掃、授 業、帰りの会	余 暇 (スポーツ・外出・趣味)
14:30 }	帰寮・体育(クラブ活動)・寮活動・作業等	
16:10	掃 除、洗 濯 物 取 入 れ	
17:45 }	夕 食、入 浴、洗 濯	
19:00 }	余 暇、自 習、日 記	
21:00	就 床 (休前日は22:00)	
22:00	就 寝	

3 学習支援（学ぶ教育）

1 目的

児童自立支援施設に分校が併設されているという特色を生かし、児童一人ひとりの個に応じて、みずから学ぶ意欲を醸成し、学習習慣を身につけること、授業をきちんと受ける態度を身につけることにより、学力が向上するよう支援する。児童が原籍校に復帰後も自分の力を伸ばしていけるように、また、高校進学を希望する児童は自分の希望がかなうように、分校・原籍校と連携して支援する。

2 学習習慣を身につける取り組み

- (1) 平日は学校時間以外に寮で毎夕1時間、土日祝日は朝夕各1時間、自習時間を確保している。テスト前1週間はプラス1時間、受験生についてはさらにプラス1時間の学習時間を計画的・自主的にとるよう支援している。
- (2) 年3回、施設内で漢字検定を受験できるような体制をとっている。

3 みねやま分校との連携

- (1) 必要に応じ、授業中補助に入る。
- (2) 休憩時間中の児童の見守りをする。
- (3) 分校が児童・保護者で行う進路懇談に同席し、助言する。
- (4) 朝夕、学校と引き継ぎを行い、児童の個別状況を共有する。
- (5) 連絡ノート、テスト成績表、忘れ物反省文等に寮職員からもコメントを書き、学ぶ意欲をもって学習に前向きに取り組めるよう励ます。
- (6) 児童の特性等に応じ、授業体制や内容、補習、宿題等について検討、相談しながら支援する。

4 保護者との連携

- (1) テスト成績表を保護者に報告し、児童の努力を認めてもらう。
- (2) 高校受験に際しては、保護者の意向を聞き取る。
- (3) 家庭実習に際しては、協力を依頼する。

5 児童の原籍校との連携

- (1) 児童の原籍校と児童の関係を保つ。五者懇談会に出席してもらう他、月1回程度は学園から状況報告を行う。
- (2) 学園行事に案内し、児童の頑張りや成長を見てもらう機会を設ける。
- (3) 高校受験に際しては、特にきめ細かく連絡をとり、連携して進める。
- (4) 家庭実習に関しては、ケース会等実施しながら、連携して進める。

4 作業活動（働く教育）

1 目的

- (1) 作業を通して、勤労意欲や目的達成感を高める。
- (2) 力を合わせて働き、協働の精神と責任感を養う。
- (3) 体力や精神力（集中力・忍耐力）を高める。

2 実施時間

火曜日 14:30～16:00

日曜日 9:25～10:30（寮によって異なる）

3 実施内容

- (1) 園内の除草作業等を中心に学園の環境美化に努めた。
- (2) 季節の野菜等を栽培し、収穫した野菜を調理して味わい栽培の楽しさを体験した。
- (3) 定期的に除草や肥料作業を実施し、びわの栽培・収穫を行った。
- (4) 日曜作業では、分校、寮、体育館、自転車置き場、学園内の環境整備を適宜行った。

4 令和4年度作業実施状況

びわの収穫やわずかな畑に野菜を植えるなど工夫して作業を行った。また定期的な園内の除草、本館の清掃、自転車の整備、学園周辺の溝清掃や落ち葉かきをするなどし環境整備につとめた。作業活動の始まりと終わりに点呼を行い、作業活動中は集中して安全に取り組めるよう気を付けた。

時季	実施内容
春	びわの袋かけ、びわ園除草・びわ収穫と施肥
	水路清掃、除草、液肥（随時）
夏	除草、紫陽花の剪定
	水路清掃、除草、液肥（随時）
秋	水路清掃、学園祭に向けての整備
	山の草刈（～2月）液肥（随時）、落ち葉かき、除草
冬	落ち葉かき、除草、水路清掃、液肥（随時）
	びわ・紫陽花の施肥、びわ園除草、除草

5 年長児童支援

1 目的

年長児童に対し、年長児童自立支援事業実施要綱による支援を行い、生活支援・作業活動、職場実習などを通して社会復帰の促進を図る。また、高校や専修学校等への進学により、専門的な技術を身につけ、自立に備える。

2 対象児童

- (1) 中学卒業後引き続き在園する児童
- (2) 中学卒業で新規に入所した児童

3 内容

概ね、以下のような段階を設定している。中学卒業後引き続き在園し、高校に進学した児童に関しては、進学先の学校と綿密に連絡を取り合い、協力して支援を行う。

第1期	基本的な生活習慣の確立（園内処遇中心）
第2期	職場体験実習
第3期	職場実習

※今年度については、目的とは異なるが、中学卒業後も入院が継続となった女子児童Aへの支援を引き続き行った。

<個別状況>

	進学・実習先	通学・通勤方法	経過及び現状
A(女)	未定	未定	<p>入園前には、家族でトラブルになると母や兄姉へ家庭内暴力があり、警察が臨場することが度々あった。また、学校でも職員への暴力があった。一時保護所内でも無断外出や職員への暴力があり、児相職員が怪我を負う。その後、医療保護入院、観護措置を経て、家裁の審判をうけ、当園に入所する運びとなる。入園後も本児の不安定な状態が続き、令和3年12月に児童精神科病院に入院となる。一度退院したものの、当園での精神不調が酷くなるばかりで、令和4年3月に再び入院。その後、現在まで入院が継続となっている。当園としては、本児が入院中の生活フォローを行っており、定期的な面会や生活必要物資の支援を行っている。また、本児の退院後の生活も見据えて、定期的にケース会を行い、関係機関の情報共有にも努めた。しかし、令和4年度中の退院には繋がらなかったため、令和5年3月31日に斯道学園の措置は解除し、アフターフォローという形で支援を継続することとなる。</p>

6 健康管理（栄養・保健衛生）

1 栄養

児童福祉施設における食事の提供は、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤である。また、おいしい、楽しいという情緒的機能を育てるとともに、児童と職員が一緒に楽しく食事をすることで望ましい人間形成に資するなど、精神的な面でも重要な役割を果たしている。また、生活習慣病の予防は、子どもの頃からの正しい生活習慣、とりわけ食習慣が重要であると指摘されており、食事を通して行われる食育の役割は大きい。

食事は四季折々の旬の食材を使うほか、形態や彩りに配慮し、食欲をそそるよう工夫している。児童の嗜好や誕生日のリクエストメニュー等に応え、郷土料理や伝統行事の料理もメニューに取り入れ、豊かな食習慣が身につくよう心掛けている。

このため、適正な栄養素量の摂取とともに、食事支援をより楽しく豊かにするために、定期的に食事委員会等を開催し、職員間での情報共有や意見交換等を行っている。

<調理実習>

コロナウイルス感染拡大の影響を受け例年より実施は少なかったが、寮の余暇時間を利用した調理実習、おやつづくりを行った。

<嗜好の把握>

入所時に栄養士が嗜好やおやつのリクエストを個別に聞き取り、毎日の献立やおやつに反映させた。

また、全児童を対象に、無記名の自記式で食事とおやつについてのアンケート調査を実施し、献立作成の参考としている。

<その他>

- (1) 各寮に配布する予定献立表に栄養価と栄養や食についての一口メモを掲載している。
- (2) 個別への支援として、退園後、自立支援ホームに入所を予定している中学3年生に調理に関する基礎を説明し、本人の希望するメニューに必要な食材の買い物、調理、後片付けを指導担当職員と共同で支援した。
- (3) 誕生日のリクエストメニューについては、栄養士が児童と相談して、食べたいメニューを優先しつつ、栄養のバランスも考えながら、メニューを決めている。
- (4) みねやま分校の総合学習で、バランスの良いお弁当を作るために必要な栄養の基礎について、ゲームを交えながら説明した。
- (5) 寮での食事・おやつの配膳量や活動量の参考となるよう、毎月、測定した身長と体重から肥満度を算出し、寮の保健担当者、保健師等と成長の状況を共有している。

2 保健衛生

(1) 治療・通院・健康診断・相談等

(延べ人数)

月 科目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
内科	3	2	0	0	1	4	3	4	5	3	2	0	27
整形外科	3	3	2	2	1	4	0	3	1	0	1	1	21
皮膚科	3	2	3	0	5	3	6	4	3	2	3	1	35
眼科	0	2	2	2	2	0	0	1	1	2	4	2	18
婦人科	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	4
耳鼻科	2	2	5	2	4	0	9	6	6	0	2	2	40
歯科	2	0	2	6	3	2	0	0	2	0	2	0	19
精神科	4	4	5	6	5	2	3	4	3	4	4	5	49
内科 検診	8	0	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	24
歯科 検診	8	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
耳鼻科 検診	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
精神科 検診	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8
相談・ 処置	2	0	2	1	1	0	0	0	7	0	0	1	14
入院	30	35	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	304
計	66	56	77	51	53	54	52	52	68	42	46	43	595

※薬受け、予防接種は相談・処置に含む

7 心理支援

1 目的

心理支援の目的は大きく分けて3つある。1つは、入所理由に関連する課題の解決のために、子どもの内面に働きかけて成長を促すことであり、もう1つは、寮生活上のストレス軽減など情緒の安定を図ることである。3つめはアセスメント結果をもとに、寮職員など児童を取り巻く環境に働きかけることで児童の成長を促すことである。

2 内容・実施状況

(1) 心理療法

①アセスメント

新入生に対し、入所後1週間以内に心理検査や心理面接を行い、情緒・発達面等をアセスメントした。また在園児童についても適宜アセスメントし、寮担当者と共有した。

今年度も昨年度に引き続き、コロナ禍で外部との直接の接触が制限された時期があったことと、心理士の勤務状況（一時保護寮の生活保安業務に従事している）等から、家庭訪問同行ができなかった。家庭状況を体感して知ること、保護者から児童の幼少期の様子などを聞くことが、アセスメントの材料になることから、課題である。

②心理療法面接

児童相談所から心理療法が必要と認められた児童および当施設入所後のアセスメントにより必要と考えられた児童に対し、心理療法面接を行っている。基本的には全入所児を心理療法対象児と考え、心理療法の機会を設けている。また、性加害を主訴に入所した男児を対象に個別での性問題行動再発防止プログラム、怒りのコントロールをテーマにしたアンガーマネジメント等、心理教育的な関わりも行っている。また保護者との個別の心理面接については、希望者がなく実施していない。

性加害を主訴とした児童の増加に伴い、性問題行動再発防止プログラムの必要性は高まっている。当園の心理療法担当職員は1名であり、現在男性心理士が全入所児の対応を行っている。また、児童により、性加害に至った動機や相手、能力もかなり違いがあることから、マニュアル化は難しく、個別にプログラムの内容を検討しながら施行している状況である。

(2) 職員とのコンサルテーション

①コンサルテーション

面接や行動観察結果などについて適宜、寮職員と情報共有や意見交換を行った。児童相談所担当者とも、要請に応じて守秘義務の観点から可能な範囲で情報共

有や意見交換を行った。また、寮での生活支援をするなかで気付いた環境改善（ルールも含む）が必要なことについて、寮職員と話し合うこともあった。

②自立支援計画および心理療法支援計画

寮担当職員が作成する自立支援計画の「心理面」欄について、寮職員と協議をして作成した。また、心理療法支援計画を作成し、それを寮担当職員や寮長らと共有した。

3 現状と課題

心理療法面接は1回1時間程度とし、頻度は基本的に各児童月に1回程度とした。

職員とのコンサルテーションは、入所直後のアセスメント後や関係機関とのケース会の前後、自立支援計画の作成時、児童との心理面接後などに行った。その他にも、随時、入所児童について寮職員と意見交換を行っている。個別面接・生活場面の情報共有が児童の環境調整に役立つことも多く、寮職員とのコンサルテーションも、心理支援の大切な一助となっている。

心理療法もコンサルテーションも十分な回数が実施できているとは言えない。また、家族支援は心理士が殆ど介入できておらず、体制強化も含め、今後の課題と言える。

8 苦情解決

入所児童の権利を擁護するとともに、入所児童のニーズの把握や支援の改善を行い、施設運営の適正化を図る目的で、苦情を適切に解決する体制を整えてきた。「生活アンケート」を使用して、子どもの権利擁護の取り組みを推し進めている。

(1) 「苦情解決のしくみ」の説明

入所時に子どもに苦情解決のしくみ（意見箱の活用方法など）、職員から不適切な関わりがあったときの申し出方法について説明している。

(2) 意見箱の対応

学園内4か所に設置してある意見箱への投書に対して、苦情解決検討委員会で確認、対応を検討し、児童に回答している。また、第三者委員に定期的に報告・相談をしている。

令和4年度は1件の投書があった。給食のカロリー表示を一品ごとにしてほしいという要望で、栄養士と協議をしたところ一品ずつの表示は非常に手間がかかるとのことだったので、その旨を児童に説明して納得が得られた。

令和5年3月2日（木）には苦情解決制度実施報告会を実施し、第三者委員に各寮の現状や児童の生活状況等について報告を行った。

(3) 「生活アンケート」の実施

平成30年度から実施している「生活アンケート」について、隔月1回を基本としているが、令和4年度は生活アンケートの実施回数を見直しの検討を図るということで、3回の実施となった。また、裏面に自由記載欄があるが、他職員に伝えてほしいことについては、印をつけてもらうよう教示した。これにより、児童が秘密にしたいことと伝えてほしいことを区別できるようになった。

気になる回答については各寮担当者に確認し、適時対応している。また、アンケートのまとめを寮職員・分校教職員に回覧し、情報を伝え児童理解につなげている。

9 退所児童のケア

斯道学園管理規程及びフォローアップ事業とアフターケア事業実施要領に基づき、退所児童のアフターケアに努めた。

1 フォローアップ事業

(1) 目的

フォローアップ事業は、退所後、概ね1年未満の児童に対して、職員による家庭や職場への訪問、あるいは児童の来園（宿泊を含む）等により相談に応じて助言を行うなど、児童や保護者などの意思を尊重して、可能な限り有効なフォローアップに努めようとするものである。

(2) 対象

令和4年4月から令和5年3月までに退所もしくは措置停止期間中の児童

(3) 実施結果（令和5年4月現在）

	性別	年齢	進路	実施延べ回数		内容
				日帰り	宿泊	
1	男	18	家庭引取り 公立高校進学	3	0	電話連絡、関係機関との連絡
2	男	17	家庭引取り 原籍校中学校復学	3	0	電話連絡
3	女	16	家庭引取り 原籍校中学校復学	3	0	関係機関との連絡
4	男	18	自立援助ホーム入所 公立高校通学	14	0	電話連絡、施設訪問、関係機関との連絡
5	男	13	児童心理治療施設入所	7	0	電話連絡、関係機関との連絡
6	女	17	家庭引き取り 特別支援学校 高等部進学	79	0	電話連絡、関係機関との連絡
7	男	17	自立援助ホーム入所 公立高校定時制進学	37	0	電話連絡、施設訪問、関係機関との連絡
8	女	17	自立援助ホーム入所 公立高校進学	30	0	電話連絡、関係機関との連絡
9	男	16	家庭引取り 国立高等専門学校進学	17	0	電話連絡、家庭訪問、関係機関との連絡
10	男	16	家庭引取り 原籍校中学校復学	9	0	電話連絡、家庭訪問、関係機関との連絡
11	男	16	家庭引取り 原籍校中学校復学	63	0	電話連絡、家庭訪問、関係機関との連絡
12	男	16	家庭引取り 私立高校進学	4	0	電話連絡、家庭訪問、関係機関との連絡
13	女	16	自立援助ホーム入所 公立高校進学	27	0	電話連絡、関係機関との連絡
14	男	16	知的障害児施設 特別支援学校高等部進学	3	0	電話連絡、関係機関との連絡
15	女	17	国立病院入院中	0	0	電話連絡、関係機関との連絡
合計				299	0	

2 アフターケア事業

(1) 目的

退所後概ね1年以上5年未満の児童に対して、児童が所属していた寮の職員が中心となって、相談に応じたり生活状況を把握して励ましたりするなど、児童や保護者の意思を尊重して可能な限り支援に努めるものである。

また、退所後5年未満の児童全員に対して、概ね12月～2月にかけて生活状況調査を行い、助言等を行った。

(2) 対象

退所後概ね1年以上5年未満の児童

ただし、概ね12月～2月にかけての生活状況調査は、退所後1年未満の児童も対象とした。

(3) 実施結果（令和5年3月現在）

	性別	年齢	退 所 年 月	退所後の 進 路	実施延べ回数				内 容
					家庭本人	職場学校	関係機関 その他	計	
1	男	20	H29.4	中学校 復学	1	0	0	1	電話連絡
2	女	21	H29.6	高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
3	女	20	H29.10	中学校 復学	0	0	0	0	電話連絡(不通)
4	男	20	H30.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
5	女	20	H30.3	通信制 高校進学	1	0	0	1	電話連絡(不通)
6	男	20	H30.3	就職	0	0	1	1	関係機関との情報共有
7	男	20	H30.3	高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
8	男	20	H30.3	サポート 校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
9	男	20	H30.3	就職	1	0	0	1	電話連絡
10	女	21	H30.4	無断外出 後に解除	/	/	/	/	2と同じ
11	男	19	H30.5	中学校 復学	1	0	0	1	電話連絡
12	男	19	H30.7	サポート 校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
13	男	17	H30.8	中学校 復学	0	0	1	1	関係機関との情報共有

14	男	20	H30.8	高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
15	女	19	H31.3	定時制高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
16	男	19	H31.3	高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
17	男	19	H31.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
18	男	19	H31.3	高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
19	男	19	H31.3	定時制高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
20	男	19	H31.3	特別支援学校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
21	男	18	H31.3	県外中学校復学	1	0	0	1	電話連絡
22	女	15	R1.5	小学校復学	1	0	0	1	電話連絡
23	男	20	R1.5	自立援助ホーム	/	/	/	/	1と同じ
24	男	19	R1.6	通信制高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
25	男	19	R1.8	中学校復学	1	0	0	1	電話連絡
26	女	19	R1.8	私立高校通学	1	0	0	1	電話連絡
27	女	15	R1.11	小学校復学	1	0	1	2	関係機関との情報共有
28	女	20	R2.3	通信制高校	0	0	1	1	関係機関との情報共有
29	男	18	R2.3	養護学校高等部	1	0	1	2	電話連絡
30	男	18	R2.3	就職活動	1	0	0	1	電話連絡
31	男	18	R2.4	養護学校中等部	0	0	1	1	関係機関との情報共有
32	男	16	R2.6	就職	1	0	0	1	電話連絡
33	男	15	R2.6	中学校復学	1	0	0	1	電話連絡
34	男	16	R2.8	養護学校高等部	0	0	1	1	関係機関との情報共有
35	女	16	R3.3	養護学校高等部	0	0	2	2	関係機関との情報共有
36	女	16	R3.3	高校進学	0	0	2	2	関係機関との情報共有
37	女	16	R3.3	高校進学	10	0	3	13	電話連絡

38	男	17	R3.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
39	女	17	R3.3	高校進学	0	0	3	3	関係機関との情報共有
40	女	17	R3.3	高校進学	1	0	2	3	関係機関との情報共有
合 計					28	0	30	58	

<生活状況調査の結果>

(ア) 対象児童とその状況

過去5年間の退所児童を対象に、概ね12月～2月にかけて現状調査を行った。

その結果、対象38名のうち、本人や家族と連絡が取れたのが15名、関係者等から情報を聞いたのが21名、合わせて36名の状況が確認された。方法としては電話が36名、来園等による面接が0名、家庭訪問・職場訪問が0名、その他が0名である。詳細な結果は以下に示すが、様々な経過をたどりながらも約7割の児童が現在問題なく過ごしていることが分かった。

また、関係者とも連絡が取れず状況が不明の児童が38名中2名いた。

(イ) 内訳

① 現在の状況

現在の状況	調査対象者数	対象人数	比 率
就労・アルバイト	38	12	31.0%
少年院・鑑別所・国立児自施設		0	0%
在学・登校		8	21.0%
無職・在宅（不登校も含む）		2	5.0%
入院		1	3.0%
結婚・在宅 （同棲・シングルマザー等含む）		3	8.0%
児童自立支援施設（他県含む）		1	3.0%
死亡		0	0%
不明		11	29.0%

② 現在の問題行動の有無（複数選択あり）

問題行動の有無	調査対象者数	対象人数	比 率
---------	--------	------	-----

触法行為 （矯正施設入所も含む）	38	2	5.0%
家族とのトラブル・ひきこもり		3	8.0%

不良交友		2	5.0%
精神疾患		1	2.0%
なし		26	68.0%
不明		13	34.0%

③ 再犯率（退所後、現在まで触法行為が確認されたもの） 38名中2名5.0%

(ウ) 生活状況調査の結果から

- ・現在の生活状況については、就労や通学、結婚をしている者が23名おり、約6割が何らかの社会的役割を果たしている。
- ・問題行動としては、5%が触法行為を起こしている。残念ながら、退所後、何らかの施設を再度利用している者もいる。調査の中で重複確認していることもあり、触法行為を起こさないまでも、現在も問題行動のある者は13%である。不良交遊に関しては実態を把握しにくい面もあり、数は少ないものの確認された。
- ・家庭環境に問題のあるケースもあるが、退園後も家族とのトラブルがありながらも大きな問題になることなく生活できているようである。
- ・退園後、高校進学した児童のなかには、高校中退となるケースも確認された。家族からの支援の少なさ、不良交友、触法行為など様々な理由はあるものの、高校中退に至る契機の前にアフターケアの支援が行き届いていたら結果が違ったのではないかと感じる。
- ・全体的傾向や援助の効果については、退所後の年数が均一ではないことから一概には言えないが、ケース支援のあり方を模索するために、今後も同様な調査をする意義はあると思われる。アフターケアをきっかけに、在園したことの意味や学園とのつながりが再認識される児童もいて、一斉に調査をすることの効果も感じられる。
- ・今回の調査では、連絡が取れなかったケースが11名おり、約29%のケースで退園後の動向が掴めなかった。本人や家庭と直接連絡が取れない場合は、学校や地域、関係機関との情報共有の場を持つ等、包括的な支援ネットワークを形成する必要があると思われる。

3 課題

学園在園中の生活により、意識

・行動改善がなされても、入所前と大きく変わる事のない家庭、地域環境へ復帰していくために、退所後の生活においても学園や児童相談所、学校など関係機関による援助が必要とされる場合が多い。特に、小・中学校の義務教育期間中に退園したケースについては、要保護児童対策協議会等を利用しながら関係機関との連携を強め、退園児童や保護者のフォローアップに力を注いできた。フォローアップやアフターケアを通じて、児童とコンタクトを持つことで、在園中の生活を振り返り、現在の自分の生活を再確認することができる。生活が

乱れつつある場合にはその修正を図り、通学や就職が好調な場合においても、その生活を継続していく励みにすることができている。担当職員を中心に定期的・継続的にフォローしていき、成果を得たケースもあるが、児童や家族からの相談があって初めて緊急に対応せざるを得ない場合もある。本人や家族が相談の時期を逸してしまうなど、必ずしもタイミングよく対応することができない場合もある。

また、退園してから4年目～5年目のケースのアフターケアには、当時の担当者の異動・退職などにより、ケースの状況が把握しにくくなったり、さらに退園児童、保護者と学園との繋がりが稀薄となったりしてしまったケースが多々存在する。今後、アフターケアの充実はもちろんのこと、さらに入園直後からの親子関係の調整（＝家族再統合）への努力が一層必要であり、学校や地域、関係機関を含めた支援体制を整えていくことが課題となっている。

10 関係機関との連携

1 目的

児童相談所、学校、その他関係機関との連携を深め、児童のより良い自立支援を目指すことを目的とする。

2 方法

児童に関する連絡、面会、訪問などは随時行うほか、学園祭、卒業を祝う会など学園行事への招待や学園見学、五者懇談会など学園やみねやま分校主催の関係機関との協議会等において、交流、話し合い、情報の共有等を通して連携を深めている。

3 児童相談所

児童相談所とは、各児童に関する情報交換や協議を適宜行っている。また、必要に応じて児童心理司による児童との面接も実施してきた。その他、例年であれば行事に担当児童福祉司・心理司等を招待し、日頃の学習の成果や児童の成長を見てもらう機会としていたが、近年は新型コロナウイルス感染拡大状況のため招待できていなかった。ただ、今年度は人数を制限してではあったが行事の案内も行い、担当者らに児童の成長した姿を見てもらう事ができた。

4 学校

入所児童の原籍校との連携を強化するため、原籍校への連絡を密にすることはもちろん、学校訪問も積極的に行い、必要に応じて学校とのケース会議を実施している。学校側からもケース会などの機会に、またそれ以外でも適宜来所してもらって面会を実施し、児童の励みになっている。

5 その他の関係機関

入所児童に関係のある警察署、家庭裁判所、少年鑑別所、福祉事務所、要保護児童地域対策協議会などに対して、必要に応じ児童の状況について連絡を行い、あるいは連絡会に出席して連携を深めた。

※関係機関との連絡協議会については、「職員研修」の項目を参照。

1 1 地域との交流事業

児童の自立支援を充実させるために、地域の方々の理解と協力が必要である。そのために学園行事等に関係機関や地域住民の参加を呼びかけ、児童と交流する機会を設けることで、学園に対する理解と啓発を図っている。

1 行事を通しての交流

(1) 生活・学習発表会 (R4. 10. 28)

例年、児童の活動および日常生活の取り組みの発表の場とすること、保護者や児童の原籍校の教員、関係機関との交流を促進するとともに、施設への理解を深めてもらう機会とすることを目的に「学園祭」を開催しているが、今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止せざるを得ない状況にあった。

しかしながら、児童がお互いに協力し合い、みんなで一つのを創り上げる機会および保護者等の理解を深めてもらう機会は支援のうえで必要であるため、今年度も昨年度より新型コロナウイルス感染予防対策を強化し、来場者制限を実施した上で、「生活・学習発表会」を開催した。

令和4年度は、コンテストで選ばれた「明るく 笑顔 そして全力で！」のテーマのもと、みねやま分校と協力しながらメインステージで書道パフォーマンスや踊りを披露した。児童の保護者や県関係機関からの参加も得られ、児童との交流が深まる良い機会となった。

参加者数 32 名（保護者 10 名、児相関係 11 名、原籍校 4 名、後援会 7 名）

(2) ひな祭り茶会

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、前年度に続いて令和4年度も中止の運びとなった。

(3) 卒業を祝う会 (R5. 3. 15)

中学校を卒業した児童の門出を祝い、新たな出発を応援すること、子どもたちの成長した姿を披露する機会とすることを目的として、みねやま分校との共催で開催した。在校生代表による送辞、卒業生それぞれの答辞などは大変感動的であった。年間通して取り組んだ行事や日々の生活を振り返る「思い出のアルバム」の上映も行った。昨年までは新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて規模を縮小していたが、今年度は従来の規模に近づけた形で開催した。外部からは児童相談所所長、卒業生保護者(保護者が出席できない子どもは児童相談所の担当ケースワーカーが出席)、後援会会長、役員のみ出席となったが、無事に中学生4名の卒業を祝うことができた。(外部からの参加者 6 名 (保護者 3 名、後援会 2 名、児童相談所職員 1 名))

2 他施設との交流

例年、川部みどり園「みどり園まつり」に招待され、「エイサー」「祭り」「ソーラン節」などの踊りを披露しているが、今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり招待はなかった。

3 ボランティアの受け入れ

紫雲寮のテニス練習(5月～7月)には、毎水曜日にボランティアの方が指導に来てくださった。毎週日曜日にはたこ焼き屋(松崎氏)からたこ焼きをいただいている。例年、余暇支援に来てくださっている香川大学BBS、学園祭のバザーやひな祭り茶会の着付け・水屋に来てくださっているボランティアの方々、年1回お寿司を提供してくださる香川県高松割烹飲食業生活衛生同業小組合の方々については、昨年度に続き今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、残念ながら控えていただいた。

ボランティア参加数：テニス1名
 ：たこやき1名

1 2 実習生の受け入れ状況

1 現状

社会福祉士や保育士の資格取得のために必要な施設実習を実施するため、当学園での実習を希望する大学や専門学校の学生を受け入れている。入所児童の傾向や施設の特性などから、当学園での実習には特に事前学習や目的意識が必要であるため、「実習の手引き」を基に事前指導の充実を図るとともに実習中の学生に対する個別指導に努めている。

2 実績（令和4年度）

学 校 名	人数	期 間	内 容
香川大学	2	9/12～9/23	保育実習
四国学院大学	2	7/4～7/14 8/22～8/31	保育実習
高松短期大学	1	1/25～2/4	保育実習
高松大学	2	6/13～6/25	保育実習
計	7名	延べ53日	

13 広報・啓発活動

1 目的

園内誌の発行、高松地区中学校生徒指導主事研修会への参加、当学園での研修会の開催等を通じて、当学園の活動や児童の状況を紹介し、当学園についての理解を得ることを目的とする。

2 園内誌『いわまつ』の発行状況

発行回数	年2回（令和4年10月：第154号、令和5年3月：第155号）
発行部数	各号約110部
送付先	保護者、児童出身学校、子ども女性相談センター、西部子ども相談センター、家庭裁判所、警察署、本庁主管課、保健福祉事務所等の関係機関、地域の協力者等
紙面の内容	寮・分校の近況報告、転入職員・教員からのメッセージ、行事報告、スポーツ大会成績、主な行事予定等

3 ホームページ

平成31年2月28日に当園のホームページを作成し、当園の支援概要等について公開した。また事業概要や苦情解決制度の利用状況も公開し、事業概要やパンフレットについてはダウンロードできるようにしている。

4 高松地区中学校生徒指導主事研修会への参加

関係機関を含む情報交換や、各中学校生徒指導担当教諭による研修会として開催されている。当園は、警察署、少年鑑別所、子ども女性相談センター等とともに、関係機関として参加している。入所児童の現況報告や行事の案内等を行う場となっている。

5 施設見学者等の状況

年 月 日	団 体 名 等
R4. 4. 25	香川県子ども政策推進局長・局次長
R4. 4. 28	斯道学園後援会役員（後援会役員会）
R4. 5. 2	教育センター長期研修員（研修）
R4. 7. 1	高松市教育長
R4. 8. 4	香川県子ども家庭課主幹
R4. 10. 28	斯道学園後援会役員等（生活・学習発表会）

R4. 11. 4	岡山備前警察署（視察と研修）
R4. 12. 12	香川大学教職大学院生（研修）
R4. 12. 21	高松市赤十字奉仕団（歳末見舞金持参）
R5. 2. 9	香川県知事（出先機関視察）
R5. 2. 28	自立援助ホーム「ひいらぎ」職員
R5. 3. 2	苦情解決第三者委員（報告会）
R5. 3. 13	退所児童アフターケア事業所「わっかっか」（制度説明）
R5. 3. 18	斯道学園後援会役員等（卒業を祝う会）

※例年2～3月に「ひな祭り茶会」を開催しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて開催を中止した。

6 研修講師等派遣実績

	開催年月日	研修会等名	研修テーマ	対象者	参加人数
1	R5. 1. 19	児童養護施設等 高機能化支援	施設内虐待について	若竹学園職員	30

※例年「13歳の自律教室」に職員を派遣しているが、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、学園からの職員派遣はなかった（打ち合わせ会にのみ参加）。

14 職員研修

1 目的

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響のために、他県への体験実務研修等への積極的な派遣はできなかったが、できる範囲で各種研修会に参加し、園内での研修も実施することにより、県職員及び児童自立支援施設職員として必要な知識や技術を学び、専門性と資質の向上を図った。協議会等は中止になったものも多いが、参加できたものについては、関係機関との連携を深めることができた。

2 主な専門研修内容

(1) 園外研修

研修会	主な研修テーマ	期間	場所	人員
児童福祉施設等新任職員研修会及び情報交換会	児童相談所の役割について等	7/15	子ども女性相談センター	1
児童入所施設等新型コロナウイルス感染防止対策研修	新型コロナウイルス感染防止対策	8/3	子ども女性相談センター	2
中国・四国地区児童自立支援施設施設長・庶務主任研究協議会（岡山県）	寮でコロナ陽性者が出た場合の職員体制・対応について	9/12 ～13	岡山県岡山市	2
全国児童自立支援施設職員研修会（静岡大会）	トラウマ・インフォームド・ケア	9/27 ～29	静岡県浜松市	1
全国児童自立支援施設施設長会議及び研修会（山口県）	児童自立支援事業の進展と児童の福祉向上	9/29 ～30	山口県	1
部下のメンタルヘルス対策実践研修	早期発見・早期対応	10/31	職員課 健康管理室 (オンライン)	1
子どもの未来応援コーディネーター養成研修	子どもの貧困対策推進計画等	10/19 11/2 11/16	高松市役所	1
「児童虐待防止相談機能強化事業」研修会	自傷行為の理解と援助	11/27	子ども女性相談センター (オンライン)	2
中国・四国地区児童自立支援施設職員研修会	性問題行動への理解と支援等	12/8～ 9	愛媛県立えひめ学園	2

建築基準法第 12 条に係る建築物点検に係る講習会	建築物点検にかかる関係法令の説明等	12/20	財産経営課 (オンライン)	2
公務災害防止セミナー・メンタルヘルス研修会	ストレスチェックの集団分析結果の活用等	12/22	県庁ホール	1
新任社会福祉等職員研修	福祉現場業務を知り、幅広い福祉的視野を得る	1/31	川部みどり園	3
基幹的職員・個別対応職員研修	職員のスキルアップ	1/31 2/8	斯道学園 香川県庁	2
児童福祉施設等若手職員研修会及び情報交換会	愛着障害と発達障害	2/22	香川県庁	4

(2) 園内研修

研修会	研修テーマ	開催日時	講師
職員研修	学園のマニュアル・理念・運営方針等の周知	4/28	藤川
職員研修	性加害再発防止プログラムの基本的な考え方 ～心理士との協働のために～	5/26	櫛田
職員研修	熱中症対策（職員の立場からの注意事項）	6/23	國方
職員研修	情報セキュリティ研修 ～サイバーセキュリティ対策～	8/2	政策部デジタル戦略 総室情報システム課 (オンライン)
職員研修	児童福祉法改正と今後の社会的養育体制について	8/30	子ども女性相談センター（厚労省）
職員研修	人材育成のための基礎研修 (情報セキュリティ・個人情報保護・デジタルリテラシー修得)	8/30～ 11/30	政策部デジタル戦略 総室デジタル戦略課 (リモートラーニング)
職員研修	会計事務・起案等について	11/24	東原
職員研修	感染症対策 ～吐物処理をマスターしよう～	12/22	國方
職員研修	児童自立支援施設における子どもの人権擁護について	1/26	船場
職員研修	施設における子どもの入所支援とアドボカシー	2/9	中山

職員研修	性的少数者に関する人権研修	1/26～ 2/28	人権・同和政策課 (オンライン)
職員研修	発達障がいがある中学生との関りについて	3/23	山田

(3) 協議会等

協議会等	期間	場所	参加関係機関
四国地区児童自立支援施設協議会 定例役員会	5/10 3/9	斯道学園	四国地区児童自立支援施設
四国地区少年野球大会実務者会議	6/10	徳島県	四国地区児童自立支援施設
四国地区少女テニス大会実務者会議	6/22	愛媛県	四国地区児童自立支援施設
四国地区少年少女駅伝・マラソン 大会実務者会議	11/8	高知県	四国地区児童自立支援施設
四国地区児童自立支援施設心理担 当職員連絡協議会	3/9	斯道学園	四国地区児童自立支援施設
社会的養育体制に係る施設・里親 等との意見交換会	12/16	斯道学園	子ども家庭課、児童福祉関係 施設等
高松市児童対策協議会委員研修会	12/26	高松市役所	高松市医師会、高松人権擁 護委員協議会、高松北警察 署、高松市保健所等
高松市児童対策協議会実務者会議	9/29 2/27	高松市総合教 育センター	高松市医師会、高松人権擁 護委員協議会、高松北警察 署、高松市保健所等
施設連絡会	11/29	斯道学園	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター
援助困難事例検討会	12/19	子ども女性 相談センター (オンライン)	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター 子ども家庭課、市町担当課 児童福祉関係施設等
心理療法事例検討委員会	9/15 11/17 1/19 3/16	子ども女性 相談センター (4回はオンラ イン)	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター 子ども家庭課 児童福祉関係施設等
家庭裁判所との連絡会	10/21	オンライン	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター 子ども家庭課 家庭裁判所等

15 主な年間行事

月	主な行事等
4月	着任式、1学期始業式、野外活動・桜を愛でる会、身体測定、視力・聴力検査、検尿、体力テスト、内科検診、眼科検診
5月	GW 家庭実習 1学期中間テスト、全国学力・学習状況調査
6月	生活アンケート、学習の診断①（中3）、耳鼻科検診、塩分指導教室、手洗い教室、漢字検定、1学期末テスト、熱中症予防教室、歯磨き指導教室 歯科検診
7月	内科検診、四国地区少年野球大会（徳島）、1学期終業式、四国地区少女テニス大会（愛媛）
8月	ディキャンプ 夏季家庭実習
9月	2学期始業式、学習の診断②（中3）、歯科検診、2学期中間テスト、
10月	学習の診断③（中3）、漢字検定、非行防止教室、内科検診、修学旅行、生活・学習発表会、生活アンケート
11月	学習の診断④（中3）、県学習状況調査（中2）、インフルエンザ予防接種、心電図検査、2学期末テスト、駅伝・マラソン大会試走
12月	精神科問診、四国地区駅伝・マラソン大会、私立高校進路懇談会（中3）、いのちのせんせい、インフルエンザ予防接種、2学期終業式、クリスマス会、冬季家庭実習、餅つき
1月	学習の診断⑤（中3）、新年会、3学期始業式、私立高校入試（中3）、学習の診断総合①（中3）、公立高校進路懇談会（中3）、生活アンケート
2月	漢字検定、学習の診断総合②（中3）、学習の診断（中1・2）、学年末テスト
3月	公立高校入試（中3）、卒業を祝う会、終業式・修了式、生活アンケート、春季家庭実習、離任式

* 誕生会：児童の誕生月に実施

（1）徒歩の旅

斯道学園の伝統行事であり、児童達が長距離区間を完歩することで達成感を味わうこと、また困難に立ち向かう姿勢を培うことを目的として毎年10～11月頃に行っている。

その年に設定した長距離区間を児童達、学園職員、みねやま分校教諭が一丸となり目的地を目指して歩くというものである。コロナウィルスの影響もあり、ここ数年中止になっていた徒歩の旅だが、令和4年度は感染対策を講じながら11月2日に一日をかけて実施した。斯道学園から歩き始め、途中フェリーを利用して、直島を巡っている。今年三年に一度開催される瀬戸内国際芸術祭の開催年ということもあり、直島にはアート作品が溢れており、累計14.5kmの旅路を歩きながら多くの芸術に触れ、直島の自然豊かな風景を楽しんだ。

(2) キャンプ

男子寮は、令和4年8月3日(水)に「柏原溪谷キャンプ村T a T u T aの森」にてデイキャンプを行った。

普段の生活では味わえない自然と触れ合い、日々の疲れを癒せ2機会となった。また、仲間と役割分担をしてBBQを行い、協力することの大切さを学びながら楽しめていた。

参加児童数 男子7人

参加職員数 学園職員5人

女子寮は、令和4年8月5日(金)に「柏原溪谷キャンプ村T a T u T aの森」にてデイキャンプを行った。

T a T u T aの森は、山々や川に囲まれた自然豊かな場所でBBQや川遊びができる。普段の日常からかけ離れた自然の中で子ども達も大人もたくさん遊び、飲食を楽しむことができた。

参加児童数 女子2人

参加職員数 学園職員4名

(3) 野球大会

児童自立支援施設入所児童が、野球を通じてスポーツに興味を持ち、体力と技術の向上並びに協調性を身につけることや達成感を得ることを目的とし、全国大会を目指し、8月上旬に開催される四国地区少年野球大会に向けて、マラソン大会終了後から練習を始めている。そもそも野球を経験したことがない児童が多く、ルールは勿論マナーも含めて身につける必要がある。当園はグラウンドが狭いため、片道3kmに位置する河川敷球場を借り、球場まで走って行き、練習を行っている。毎週3回の体育活動時の練習や他県施設やOB職員相手の練習試合、生活の場面でも余暇を利用して自主的にキャッチボールを行うことで、スキルも徐々に習得でき、大会に向けてモチベーションをあげている。

令和4年度は、各県分散宿泊や開会式、閉会式を中止、集合時間をずらすなど感染対策を講じた上で、四国地区少年親善野球大会となり、7月14～15日にJAアグリあなんスタジアム(徳島県)で開催された。勝利こそ掴み取ることはできなかったが、日ごろの練習の成果を存分に発揮できた二日間であった。

対戦結果	一回戦	VS えひめ学園	3対6で敗退
	三位決定戦	VS 徳島学院	5対15で敗退

参加児童数 男子7人

参加職員数 学園職員6人

(4) テニス大会

四国四県の児童自立支援施設の女子児童が相互の親睦を深めるとともに、テニスを通じて体力と技術の向上及び協調性を身につけるこ

とを目的としている。

毎年8月上旬に開催される四国地区少女テニス大会に向けて、令和4年度は4月から練習を始めた。練習ではフォームやルールなど技術的な面以上に、練習前の挨拶や練習中の返事や応援の声も重視している。テニスの技術の向上以前に児童の健やかな成長を助長し、心身ともに健康で大きな人間に育つための活動として行っている。当園の体育館では正規のコートの広さでゲームすることが難しいため、6月から週3回の練習のうち2回は、同じ県の施設である川部みどり園の体育館を借り、練習を行った。休日の余暇に体育館を利用し自主的に練習に取り組むなど、大会に向けて児童が主体となって練習に取り組むことできた。

令和4年度は、7月28日、29日の二日にわたり伊予三島運動公園体育館で第38回四国地区少女テニス大会が開催された。大会結果は以下の通りとなった。

団体戦…4勝0敗（オープン参加のため順位はつかない）

個人戦ダブルス…第3位1ペア

個人戦シングルス…第1位1名

参加児童数 大会全体8名 学園2名

参加職員数 学園職員7名

（5）マラソン大会

毎年11～12月に、四国地区にある児童自立支援施設対抗で行われる駅伝・マラソン大会に出場している。競技種目は、7人1チームの「駅伝の部」と、個人で走る「マラソンの部」の2種目がある。今年度は駅伝の部のみに参加した。テニス大会や野球大会とは異なり男女合同で出場する大会であるため、施設一丸となった一体感を児童が感じられる貴重な機会であるとともに、基礎体力や児童の人間力の向上、心身ともに健康な人間に育むことを目的としている。

今年度は9月から練習を開始し、毎週3回の体育活動の時間に練習を行った。近隣の河川敷や山道のランニング練習、運動公園の敷地を使用した記録会等の練習を行った。

令和4年度四国地区少年少女駅伝・マラソン大会は、12月2日に高知県の「春野総合運動公園」で開催され、大会結果(入賞者)は以下の通りとなった。

●駅伝の部…総合：3位

●区間賞(入賞者)…女子2位（男子該当者無し）

参加児童数 男子5名 女子2名

参加職員数 学園職員14名 分校教員6名

（6）クリスマス会・餅つき

クリスマス会は、児童、職員、教職員共同で参加することで、子どもたちに家庭的な行事を経験させて社会性を養うことを目的としている。今年度のクリスマス会は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染対策のため、ケーキやお菓子等の会食は各寮に分かれて12月23日に実施となった。しかし、毎年恒例のおもしろビデオ発表会やビンゴゲームは実施する

ことができ、児童も職員も笑顔で盛り上がることができた。

参加児童数 男子6名 女子2名

参加職員数 学園職員13名 分校教員6名

近年、餅は機械で作られていることが多いが、学園では臼と杵を使い、昔ながらの伝統を子どもたちに伝えることを目的として、餅つきを12月27日に実施している。臼と杵での餅つきを初めて行う児童も多く、苦戦しながらも楽しみながら行うことができた。

参加児童数 男子6名 女子2名

参加職員数 学園職員9名

16 一時保護受託事業

令和元年から一時保護委託の受け入れを開始している。開始当初は、受け入れ対象を「小学生低学年から高学年の男児」としてきたが、昨年度はそれまで2割に満たなかった幼児が4割を超えるなど年齢層に変化が見られた。

家庭的な雰囲気の中で快適な環境の中で束縛感を与えず、子どもたちができるだけ自由に活動できるよう支援を心掛けている。子どもたちが楽しく落ち着いて生活できるよう日課を工夫し、野外活動なども積極的に取り入れている。

一時保護を要する子どもたちの背景は養護問題、性格行動問題、虐待あるいは発達障害など様々である。子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮している。子どもたちが安心感や安全感を持てる生活の保障に努めている。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症に関して感染防止に注力し業務を行ってきた。特に、全職員が子どもの健康及び安全に関する共通認識を深めながら感染対策を進めてきた。しかしながら、他寮の感染児童を当寮で療養させたり、また職員が感染したりして、児童の受け入れを制限せざるを得ない事態に陥った期間も数回あった。

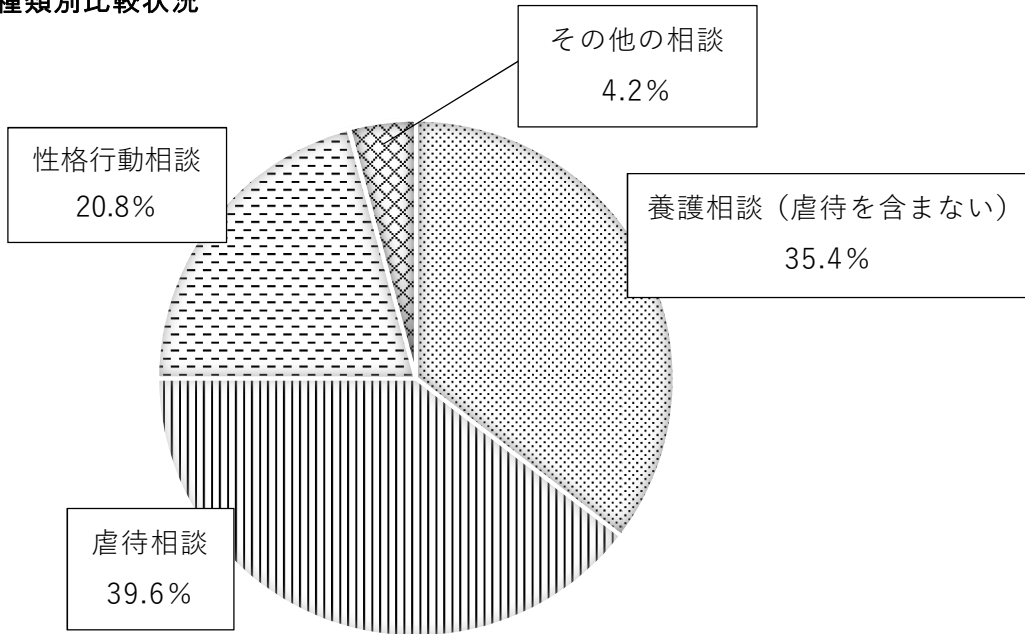
一時保護の実施状況

相談種別	令和3年度※			令和4年度		
	実人員	延日数	平均保護日数	実人員	延日数	平均保護日数
養護相談	40	817	20.4	36	662	18.4
再掲 虐待相談	23	530	23.0	19	232	12.2
ぐ犯相談	1	6	6.0	0	0	0
触法相談	0	0	0	0	0	0
知的相談	0	0	0	0	0	0
性格行動相談	6	181	30.2	10	208	20.8
不登校相談	0	0	0	0	0	0
その他	4	57	14.3	2	58	29.0

合計	52	1102	21.2	48	928	19.3
一日平均保護人員			3.1			2.7

※令和3年度のデータについて昨年度の事業概要に誤りがありましたので訂正しています。

相談種類別比較状況



入所児童年齢別状況

年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
人員	5	8	5	6	2	6	3	1	5	1	2	2	0	2	0	48

第 3 部 分 校 の 取 組

みねやま分校の取り組み

【みねやま分校の設置】

高松市立亀阜小学校及び高松市立紫雲中学校みねやま分校は、児童自立支援施設である香川県立斯道学園に入園した児童生徒に対して、義務教育を実施するために、これまでの両校分教室を引き継ぎ、平成28年4月1日に斯道学園内に開校した学校である。

【学校教育目標】

自らを見つめ、自立に向けて努力する児童生徒の育成

【めざす学校像】

一人ひとりを的確に支援し、確かな学力と豊かな人間性を育成する学校

【めざす児童生徒像】

- 自らの課題を見つめ、克服に向けて粘り強く努力する児童生徒
- 学習習慣を身につけ、主体的に学ぼうとする児童生徒
- 心を込めて活動に取り組み、身体を鍛え、心を磨く児童生徒

【めざす教職員像】

- 児童生徒理解に徹し、一人一人の自立のために研修に努める教職員
- わかる楽しさやできる喜びを実感できる教育実践に取り組む教職員
- 教育に携わる使命を自覚し、誠実に職責を果たす教職員

【学校経営方針】

- 1 児童生徒一人一人の課題と特性に寄り添い、すべての児童生徒の着実な成長を支援する。
- 2 主体性を高め、指導力の向上を図る教職員研修を推進する。
- 3 教職員それぞれの強みを生かし、組織として職責を遂行する協働体制を促進する。
- 4 斯道学園（家庭）、児童相談所、原籍校との連携を緊密に行い、信頼される学校経営を推進する。
- 5 施設内学校の特色を生かした教育課程の編成、実施、評価、改善に努める。

【令和4年度の重点】

- 1 自らの課題を見つめ、克服に向けて粘り強く努力する児童生徒を育てるために
 - (1) 人権尊重を基盤とし、安心感と信頼感を育む集団づくり
 - (2) 一人一人の思いを豊かに表現し、自尊感情を育む教育活動
 - (3) 将来に向けた希望と可能性を見だし、自己実現に向けて粘り強く努力する進路指導
- 2 学習習慣を身につけ、主体的に学ぼうとする児童生徒を育てるために
 - (1) 一人一人に的確な見立てを行い、意欲を喚起する学習指導
 - (2) すべての児童生徒が着実に学力を身につけられる授業実践
 - (3) 認知力を高める活動を取り入れた授業づくり
- 3 心を込めて活動に取り組み、身体を鍛え、心を磨く児童生徒を育てるために
 - (1) 規律を守り、前向きに活動に取り組む態度を培う、一人一人に応じた細やかな支援
 - (2) 行事や体験活動などの見直しと体育活動（野球、テニス、マラソン）の推進
 - (3) 自己を見つめ、物事を広い視野から考え、人間としての生き方について考える道徳教育

1 教育課程編成の基本方針

- (1) 学習指導要領に基づいた教育課程の編成を基本としながらも、斯道学園の支援方針や児童生徒の実態に即し、児童自立支援施設の特色を生かした教育課程を編成する。
- (2) 一人一人の学習状況や学習内容に応じて、必要な場合は補助者として他の教員も教室に配置し、個々の児童生徒を的確に支援する。

2 年間授業時数等

(1) 年間授業時数

【小学校】

	各 教 科										道徳	外国語	特別活動	総合	計
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	外国語					
1年	313		148		106	71	71		106		36		36		887
2年	319		184		109	72	72		108		36		36		936
3年	252	72	180	92		60	60		108		36	36	36	72	1004
4年	256	94	181	108		60	60		108		36	36	36	72	1047
5年	178	107	178	107		52	52	63	94	72	36		36	72	1047
6年	176	105	175	105		50	50	55	91	70	35		35	70	1017

【中学校】

	各 教 科									道徳	特別活動	総合	計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	外国語				
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

(2) 週・1日の時程

時刻	月	火	水	木	金
8:30～8:40	ラジオ体操・朝礼				
8:40～8:50	自主学習（職員：朝の引継）				
8:50～9:35	1校時				
9:40～10:25	2校時				
10:30～11:15	3校時				
11:20～12:05	4校時				
12:05～13:10	昼食・昼休み				
13:10～13:25	清掃				
13:30～14:15	5校時				
14:15～14:25	帰りの会				
14:30～16:00	体育 (体育活動)	総合 (作業)	体育 (体育活動)		体育 (体育活動)

(3) 教育課程編成にあたっての工夫事項

- ・ 集中の持続が難しい児童生徒の実態に応じ、1 単位時間を 4 5 分とする。
- ・ 一人一人の学習状況や学力を把握し、必要に応じて複数の教員による授業を行うことで、児童生徒にとって楽しくわかる授業と学力の向上を図る。また、児童生徒の状況に応じて、斯道学園の職員が授業補助者として授業に加わる場合がある。
- ・ 随時入園する児童生徒に対応するため、通級型の個別支援教室を設置し運用する。
- ・ 学習習慣の確立を図るために、毎日の宿題の内容を斯道学園の職員にも伝達し、寮職員の支援のもとで、時間を決めて確実に学習が行えるよう配慮する。
- ・ 分校教職員と斯道学園職員が連携して、授業時間や休み時間に巡回し、児童生徒のようすを把握するよう努めるとともに、学校の決まりを遵守するよう指導を徹底する。
- ・ 毎週月、水、金曜日の帰りの会後、斯道学園の管理下で行う体育活動にみねやま分校教職員も参加し、保健体育の授業に充てる。
- ・ 毎週火曜日の帰りの会後、斯道学園の管理下で行う各種の作業活動に、みねやま分校教職員も参加し、総合的な学習の時間に充てる。

(4) 教育課程の評価と改善

みねやま分校に在籍する児童生徒はさまざまな背景を抱えており、発達障害や知的障害がある児童生徒、学習に著しく困難を示す児童生徒も多いことから、高松市教育委員会の指導のもと、施設職員と教職員が教育課程について協議を重ね、現行の教育課程の見直しと改善を図るとともに、次年度に向けた教育課程の編成を行う。

3 職員一覧

番号	職名等	主任等	氏名	教科	教科外
1	副 校 長		三谷 晃人	社会	
2	教 諭	小学生担当 教務主任	右川 雅基	書写	特別支援教育
3	教 諭	中 1・2 年学級担任 生徒指導主事	井上 道男	理科	生徒指導
4	教 諭	中 3 年学級担任 現職教育主任	小岡 由佳	国語	道徳教育
5	教 諭	人権・同和教育 メディア教育	中原 裕貴	数学・保体	人権・同和教育
6	講 師	道徳教育 教育相談	遠山 明子	英語	教育相談
7	養 護 教 諭	学校保健	前田久美子	養護	
8	事 務 主 任	学校事務	大石 貴子		学校事務
9	非常勤講師		瀬尾 悟	技術	
10	非常勤講師		宮脇 委子	家庭	
11	非常勤講師		新開 國弘	美術	
12	非常勤講師		佐々木ひとみ	音楽	

4 主な学校行事

(1) 定期テスト

- 1 学期中間テスト(5/16(月), 17(火))
- 1 学期末テスト(6/22(水), 23(木), 24(金))
- 2 学期中間テスト(9/29(木), 30(金))
- 2 学期末テスト(11/28(月), 29(火), 30(水))
- 学年末テスト(2/21(火), 22(水), 24(金))

(2) その他のテスト

全国学力・学習状況調査(4/19(火))、学習の診断(中3：年間5回、中1・2：年間1回)、香川県学習状況調査(小5・中2：年間1回)

(3) 修学旅行等

- ・ 修学旅行 中3：9/14(水)大塚国際美術館・ニジゲンノモリ
9/15(木)滝宮天満宮・NEW レオマワールド

(4) 講演会等

- ・ みねやま人権ウイーク(12/5(月)～9(金))
- ・ 認知力を高める学習 研究授業(10/4(火))
- ・ 非行防止教育(10/11(火))
- ・ いのちのせんせい講話(12/5(月))

5 学校評価

評価項目	自己評価	【主な意見】
1 確かな学力の育成	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入校時より一人一人の学力の把握に努め、特性に応じた授業を行っていた。また、認知力の強化や ICT 機器を活用した授業も行っていた。 ・ 教科を教えるだけでなく、人との関係の持ち方を含め、豊かな心を育てる取組を行っていた。 ・ 「みねやま人権ウイーク」「いのちの先生」など人権について学べる活動を企画していた。 ・ 寮職員と協力して、いじめや不登校の防止に努め、児童生徒に寄り添う指導を行っていた。 ・ 体育活動に参加し、体育活動を通して人間として成長するよう指導していた。 ・ 校内研修や研究授業を計画的に行い、教員の資質向上に努めていた。
2 豊かな心を育てる教育の推進	4	
3 生徒指導の充実	3	
4 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上	4	
5 食育の推進と心身の健康づくり	3	
6 人権教育の推進	3	
7 特別支援教育の推進	3	
8 教員の資質向上と教育指導体制の充実	3	
9 安心・安全で質の高い教育環境の整備	4	
10 家庭や地域との連携・協働	3	
11 働き方改革に関すること	4	

みねやま分校の運営及び教育活動について自己評価を行うとともに、斯道学園職員にも学校関係者評価を依頼した。(11項目4段階評価)

今年度は新たな取り組みとして、認知力の強化に繋がる授業づくりの実践を始めた。各教科で「集中力」「見る力」「聞く力」等々を高める活動を効果的に取り入れた授業を工夫するとともに、自分の意見を表現し、相手の意見を正確に聞き、理解する力がつくよう実践を重ねた。また、昨年度から実施している認知力強化トレーニングやソーシャルスキルトレーニング、ピアサポ

ートも継続して行うことで、対人スキルの向上、感情統制力の強化、適切に自己評価する力の伸長をめざした。今後も、斯道学園との協働体制を大切にするとともに、施設内学校の特徴を生かしながら、児童生徒の自立を支援する細やかな指導を行っていく。

第 4 部 統 計 資 料

1 令和4年度統計

(1) 入退所状況

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		入所児童数	男	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
退所児童数	男	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	4
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
初日 在籍 児童 数	男	6	6	7	7	7	7	7	7	7	6	6	7	80
	女	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
計		9	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9	10	116

()入所前提一時保護児

(2) 学年別学籍状況 (令和5年3月1日現在)

学年	小学生					中学生				中卒			合計
	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	高校	その他	小計	
男	0	0	0	0	0	1	2	4	7	0	0	0	7
女	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	1	1	3
計	0	0	0	0	0	2	2	5	9	0	1	1	10

()入所前提一時保護児

(3) 入所時措置理由 (複数回答)

区分	強盗等	暴力非行	窃盗	放火・火遊び	薬物非行	家庭内非行	校内非行	施設不適応	家出・浮浪・徘徊	性非行	不良交遊	生活指導を要する	その他	合計
男		2	2			5	3	2	1	5	1	9		30
女		1				3	2	2	2	2	1	4		17
計		3	2			8	5	4	3	7	2	13		47

(4) 保護者の状況（令和5年3月1日現在）

区分	実父母	実（継・養・内）父母	実父のみ	実母のみ	その他	合計
男	2	2	1	2	0	7
女	0	0	2	1	0	3
計	3	2	1	4	3	13

(5) 出身地別状況（令和5年3月1日現在）

出身 性別	高松市	坂出市	丸亀市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	木田郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	小豆郡	県外	総計
	男	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
女	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
計	6	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	10

(6) 退所（措置解除）理由（令和4年度）

改善退所 性別	家庭復帰			就職	措置変更	計(A)	限界退所 性別	家庭復帰	少年院	国立	行方不明	その他	計(B)	合計(A+B)
	復学	進学	就職											
男	2	1	0	0	1	4		0	0	0	0	0	0	4
女	0	0	0	0	1	1		0	0	0	0	1	1	2
計	2	1	0	0	2	5		0	0	0	0	1	1	6

(7) 月別無断外出状況

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
無断外出人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
延べ無断外出日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

2 過去5年間の状況

(1) 年度別当初在籍状況

年度 性別	30	元	2	3	4
男	7	6	7	8	6
女	3	5	5	2	3
計	10	11	12	10	9

(2) 年度別入所経路状況

年度 経路	30	元	2	3	4
児童 相談所	8 〔4〕	8 〔4〕	4 〔1〕	8 〔3〕	7 〔2〕
家庭 裁判所	5 〔0〕	2 〔0〕	4 〔1〕	5 〔2〕	6 〔2〕
計	12 〔4〕	13 〔4〕	8 〔2〕	13 〔5〕	13 〔4〕

〔 〕 女子再掲

(3) 年度別入所期間状況（各年度3月1日付在籍児童）

期間 年度	30	元	2	3	4
6か月未満	4	6	5(1)	2	2
1年未満	7	3	5	4	2
1年6か月未満	3	2	4	5	2
2年未満	1	1	0	2	2
3年未満	0	1	0	0	2
3年以上	0	0	1	0	0
計	15	13	15(1)	13	10

() 入所前提一時保護児

(4) 月別初日在籍状況

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
30	10	9	10	11	13	11	13	14	14	14	14	15	148
元	11	11	9	10	10	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	10 (1)	12 (1)	13	118 (6)
2	12	11	13	11	11	11	11	12	13	13	13	15 (1)	146 (1)
3	10 (1)	11 (1)	9 (1)	11 (1)	13	12	13	13	13	12	12	13	142 (4)
4	9	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9	10	116
	52 (1)	51 (1)	51 (1)	53 (1)	57	52 (1)	55 (1)	57 (1)	58 (1)	58 (1)	60 (1)	66 (1)	670 (11)

香川県立ス道学園事業概要
(令和4年度版)

発行	令和5年7月
発行者	香川県立ス道学園
所在地	〒760-0004 香川県高松市西宝町二丁目6-9
Tel	087-861-4834
Fax	087-861-4838
E-mail	shidogakuen@pref.kagawa.lg.jp